

町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会（第23回）

議事要録

- 日時 2020年2月28日（金）18時00分～19時30分
- 場所 忠生市民センター 地域活動室
- 出席 委員：高橋会長、小林（静）副会長、川畑委員、小林（哲）委員、
八木委員、守屋委員、尾崎委員、小泉委員、小川委員、田中委員、彦根委員、
安藤委員、佐藤委員、福岡委員

- 欠席 1名
- 事務局 : 荻原環境資源部長、田中循環型施設建設担当部長
循環型施設整備課：平本課長、篠塚担当課長、深澤担当課長、古屋統括係長、
波戸場担当係長、竹内主任、鈴木主事、高橋主事
環境政策課：宮坂課長、川瀬担当課長
資源循環課：林課長
3R推進課：高梨課長、桑原普及担当課長
コンサルタント：株式会社日建設計
事業者：株式会社タクマ

- 傍聴者 0名
- 配布資料
次第
 1. 確認事項
資料1 第22回連絡会でのご意見・ご要望【抜粋】
資料2 地区連絡会及び本事業に係る工事等のスケジュールについて
 2. 協議事項
資料3 運営協議会等設置要領について
 3. 報告事項
資料4 資源ごみ処理施設整備 進捗報告
 4. 事務連絡

1. 委嘱式

委員の再任時期にあたり、委嘱式を執り行い、代表して高橋会長に委嘱状を手交した。その後、会長、副会長の選出において、引き続き高橋会長、小林副会長が選出された。

2. 開会の挨拶

荻原環境資源部長より、開会の挨拶を行った。

3. 確認事項

○ 確認事項1 これまでに頂いたご意見・ご要望について

○ 確認事項2 町田市熱回収施設等（仮称）整備運営事業に係るスケジュール

資料1を用い、事務局から、第22回連絡会で委員から頂いたご意見・ご要望について説明を行った。続いて、資料2を用い、事務局より今後の地区連絡会及び本事業に係る工事等のスケジュールについて、説明を行った。

（以下、質疑応答）

- ・高橋会長 これについてご質問等ございますか。

（質疑なし）

4. 協議事項

○ 協議事項1 運営協議会等設置要領について

資料3を用い、事務局より運営協議会等設置要領について説明を行った。

（以下、質疑応答）

- ・守屋委員 運営協議会の設置要領の記載内容（案）1に「協議・報告に関すること」として2つ項目がある。環境保全協定では、第7条、第8条、第9条（自主規制値）等の関係であるが、参考資料①環境保全協定の黄色着色部分はその条文だけではなくて、ほかの条文のところもハイライトされている。その他の条文の箇所は工場の操業状況の報告で括っていると考えてよろしいか。

また、参考資料②泉北クリーンセンター運営協議会の設置規則の中で、第2条所掌事務（3）では環境保全協定に関する事項とあり、その前に（1）環境保全対策に関する

る事項、(2) 地域住民の理解を深めるための広報活動に関する事項、とある。この(1) (2) に当たるものは今回の設置要領には入ってこないのか。

- **事務局** ご指摘のあった事項については、基本的に環境保全協定の第19条に協議事項として記載しており、「甲乙間の通知、報告、協議等は、原則として、甲が設置する町田市バイオエネルギーセンター運営協議会において行う。」という箇所に包含している。こちらの「協議・報告に関すること」は、19条の2に基づく運営協議会の中で実施するとご理解いただければと思う。基本的にはこちらの運営協議会及び専門委員会については環境保全協定に則った形で報告をさせていただく。
- **守屋委員** わかりました。泉北クリーンセンターの運営協議会に記載のある(1)、(2)については、どこに該当するのか。
- **事務局** クリーンセンターの環境保全対策に関する事項として、泉北クリーンセンターの運営協議会の設置規則で書かれているが、環境保全協定書の中ではもう既にそちらの対策事項については記載をさせていただいている。
- **高橋会長** 「対策事項」というのはどれを指しているのか。
- **事務局** 自主規制値の遵守や排出ガス等の測定、臭気対策などに関して記載させていただいている。そのような項目に関して報告することになると思う。
- **高橋会長** それは当然の話であるが、守屋委員のおっしゃっているのは、もう少し広い意味で、一般的な、例えば地域住民の理解を深めるための広報活動やこの協定にならないような環境対策があればということも含めて、広く説明をお願いできるよう、あるいは説明していただけるような、そういう規則にしてほしいということだと思う。
- **事務局** 直接的に書かれているところではないが、運営に関しては、環境保全協定書に記載のあるもの以外の広報活動に関する事項も行うつもりである。
- **守屋委員** 今の答弁だとわかりにくく、曖昧である。これは大事なことだと思う。住民が安心していろいろなことを協議できるようにするために、このような事項についても要領の中に記載できるようにぜひ反映していただきたい。
- **田中循環型施設建設担当部長** 今回検討する運営協議会の設置要領に、泉北クリーンセンターにあるような、その後の広報活動に関する事項や環境保全対策に関する内容を引用させていただくということによろしいか。
- **高橋会長** 今回の要領は内規だとおっしゃるが、単なる内規ではないと思う。今回、市の規則のつくり方について我々は突っ込んで議論しているわけだが、内規と言って

しまうと、市がつくる要領ということになってしまう。そうではなく、我々はこの環境保全協定をより具現化した形で運営してもらい、そうすることによって地元と理解が深まる、信頼関係が培われるために、市の内規であるとはいうものの、もう少しお互いの理解を得やすいように親切なつくり方をしてもらいたい。ほかの要領がどのようにつくられているのか知らないが、担当が変わり、そのようなことは設置要領に書いていませんと言われかねない。今の市担当ならそのようなことはおっしゃらないと思うが、この要領は30年近く使われるものになるかもしれない。そのために、住民と相互の理解を深めるためのものという観点に立ち、いざというときはそれを出して、お互いに確認できるようないい要領をつくっていただきたい。

- **事務局** ありがとうございます。広報活動等については、実施するつもりで、お答えしていた。要領に盛り込むよう考えさせていただく。
- **高橋会長** 追加して申し上げれば、協議報告に関することで環境保全協定、第7条、第8条、第9条、これらは確かに中心的なものであることに間違いはないが、先ほど守屋委員がおっしゃったように、環境保全協定にあるほかの条項についても、項目には盛り込んでいただきたい。
- **彦根委員** この施設ができ上がってからの監視的な役割が運営協議会のメンバーに求められるのではないと思う。専門委員会は、行政側がいろいろと調査し、データを出した基準の評価といったものを、有識者を含めて公平的に行うものと捉えてよいか。行政と専門委員会と運営委員会の住民代表、そういった三者の中の方向性を、管理、監視していくと、そういった捉え方でいいか。
その上で、1点聞きたいのは、専門委員会のメンバーはどのような方を検討されているのか、お聞きしたい。
また、運営協議会そのものの形は、問題やトラブルが起きた時、施設の停止要求や訴訟問題につながることもできるのか。またそういった訴訟問題が起きた場合の費用は今後どのように考えていくのか、お聞きしたい。
- **事務局** 専門委員会のメンバーについて詳細はまだ検討中であるが、ごみ処理施設について知識を有している、例えば全国都市清掃会議の方にご同席をいただき、会を設ける予定である。
- **彦根委員** 新しい施設であるため、バイオの関係や大気汚染など、専門的に判断できる人をどのように選ぶのかを聞いている。

- ・ **事務局** 詳細について決まっていはいないが、メンバーについては、何度かこの保全協定の検討時にも、皆様からご意見をいただいている宿題になっていることは理解している。施設について重大な事項が生じた場合に専門委員会を設置し、その専門委員会というのは、どのような専門の先生が必要かを決めていかなければいけない部分もある。そのため、どのような学識経験者がよいか、専門委員会をその場で設置するかどうか等、全国都市清掃会議の荒井先生から伺った他市の事例等を基にどのようなやり方がベストかを市にて案をまとめ、今後見ていただくような形になる。
- ・ **彦根委員** 常に日々運転されていて、地域の住民の人たちはどういう状況なのか、そのようなデータなどが運営協議会の中で議題としてあがり、その中に専門委員会委員のご出席なり、状況の判断があるのかと聞いている。
- ・ **事務局** 運転に関して、常に動いている状態で問題がない場合については、専門委員会に諮る必要はないと考えている。事前に、未然に防ぐ方法については対策を練っていくが、事故があった場合や問題が生じた場合の対応について、専門委員会に諮る予定である。
- ・ **彦根委員** 事故があってからでは遅いのではないかと。
- ・ **事務局** 日常のデータについては設置要領を検討させていただいている運営協議会で、報告させていただく。
- ・ **彦根委員** 住民代表、専門委員、行政と、その三者が常に情報交換しながら運営されている状態をつくってほしいということである。
- ・ **田中循環型施設建設担当部長** 参考資料①環境保全協定の第10条を見ていただきたい。情報公開という項目で、「甲は、第8条による排出ガス等の測定結果を、バイオエネルギーセンター及び忠生市民センターに設置した表示盤にリアルタイムで掲示するほか、甲のホームページで公開する。」ということで、常時のデータはここに掲載させていただく予定である。
- ・ **彦根委員** 運営協議会の会議の中には出ないのか。
- ・ **田中循環型施設建設担当部長** 運営協議会の中でも、月々のデータはご報告させていただく予定である。
- ・ **彦根委員** 地元の町内会にその辺りの状況や、そのようなデータは広報回覧で回す考え方はあるか。
- ・ **田中循環型施設建設担当部長** 基本的にはこちらの運営協議会を通じて地域の方に配

布していただきたいと考えている。

- **彦根委員** 住民との信頼関係があるため、事故が起きてからでは遅い。事前対策でこまめにやっていただけたらと思う。
- **小川委員** 要するに、運営協議会がメインで、必要に応じて専門委員に任せることとし専門委員会を立ち上げ、運営協議会を抜きにして専門委員会が運営されるということか。
- **事務局** 具体的に専門委員会においてどのような形で検討していくか、どのような案件を取り扱っていくかについて、今までのお話や他市の事例を見させていただく中では、施設、設備に関する技術的なもので、緊急性を要するものについて、対策方法等を専門知識のある方々で話し合っていた場と考えている。運営協議会の皆様にもその情報は迅速にお伝えしなくてはならないが、どのような形で報告するかについてもこれから整理していきたいと考えている。
- **高橋会長** あくまでも運営協議会が主体で、技術的な問題についてのいろいろな分析、検討を専門委員会でやっていただく。その結果は運営協議会にも報告していただき、了承できるのかどうかである。了承できない部分もあるかもしれないが、そのような形だと私は理解している。

そのため、運営協議会の設置要綱の中には、先ほどのように何条、何条、何条と書いて済ますのではなく、そのような全般的な考え方をもう少しきちんと盛り込んでいただきたい。例えば7、8、9条に入るのかどうかは別としても、その他の問題として事故の問題、苦情の問題、専門委員会の状況、ごみ処理計画や設備の変更、手直し等、このような内容を運営協議会の場で扱うということをもう少し広範囲に項目を挙げて明示していただきたいと思う。
- **事務局** 今日お示した内容が余りにもざっくりとし過ぎて伝わらなかった部分については、これからの協議の中で整理していきたい。資料中、黄色で塗った条項については協議会に報告すべき事項として捉えているため、お伝えできるように整理していきたいと思う。
- **高橋会長** 泉北クリーンセンターの運営協議会の設置規則は、内容がよい例ではない。他にいい事例はないか。最近の事例で、本来の目的である住民との相互理解のための情報交換のようなものが表されたものが他にあるのではないか。
- **事務局** ホームページで公開されている事例が少ないが、他の運営協議会の様子を伝

えられるようなものを探してみる。

- **安藤委員** 運営協議会に関して、説明を聞いていても全くついていけない。泉北の例があって、環境保全協定書があって、今日いただいたこの資料3が全くわからない。今日の目的は、見出しレベルでの議論だと思う。その中で今日いただいた案はどう対応するのか。記載内容（案）には3つ項目があるが、2つ目の運営協議会の組織に関することについては、泉北の例では3条、4条、5条、6条がそれに該当する。3つ目の開催頻度、開催条件については泉北の例では第7条で網羅されている。資料3で言っていることは、このような内容を、泉北の例のようにまとめ上げるという意図か。そのように考えたときに、1番の「協議・報告に関すること」が泉北の例にはない。見出しとしては大体いいが、これにプラス、協議・報告に関することを追加して形にしていきたいという、そういう意向であれば話はわかるが、それが無いものだから全然わからない。

しかも、その抜けている部分について今、高橋会長や守屋委員から、このようなことを報告してほしいと言われている。だから議論が合わない。そのところをよろしく整理願いたい。

- **事務局** ご指摘のとおり、先ほど会長、守屋委員からも指摘があったように、黄色でハイライトしているのはわかるが、記載内容（案）の「1. 協議・報告に関すること」の工場の操業状況の報告に全部含まれるかと言われると、そうではない部分もある。そのため、協議・報告に関することには、保全協定の協議の中で決めさせていたことを含めることがもう少し丁寧に伝わるように資料をまとめていく。
- **川畑委員** 基本的なことをお伺いしたいのだが、なぜ要領でやろうとしているのか。他の事例を見ると、泉北は規則であり、埼玉県は要綱である。このレベルの違いを見ると、町田市は要領で済ませてしまおうという魂胆があるのかなと疑問に思ってしまう。せめて要綱か何かにはしておかないといけないのではないか。要綱、要領、規則の違いを改めて説明していただきたい。
- **事務局** この地区連絡会そのものに関しても、以前に要綱として作成をさせていただいていたが、市の取り扱いの中で要領ということで整理させていただいている。
- **川畑委員** そうではない。要綱、要領、規則の違いである。条例があって、条例の補足のために規則がある。規則までは議会にかかると思う。要綱もある程度、議会において見られるが、要領となると議会では見られなくなってしまう。そのようなレベル

の中に、今回のものを入れていいのかということを我々はすごく心配している。先ほど会長からも内規でいいのかということは、そこを言われているのではないか。

- **事務局** 法制課と協議を行い、要綱に該当しないという見解をいただき、要領とさせていただいている次第である。
- **川畑委員** では、仮に我々が要綱にしてくださいといたら、要綱にできるのか。
- **事務局** 内容に応じて検討させていただくことになる。
- **高橋会長** 内容ではなくて、決め方の話である。
- **守屋委員** 連絡会のようなある一定の目的が定められて皆さんで協議しようということであると連絡会は要領であると思うが、運営協議会はそのレベルのものではないと思う。運営協議会はずっと続くものであり、重みが違う。内規の部分で規定するようなレベルではない。法制課の担当は、一般的な取り扱いを説明したと思う。きちんと公になる規則等で規定すべきだと思うが、その辺りのご検討をお願いしたい。
- **事務局** 規則、要綱、要領につきましてはもう少し整理して、次回にご報告をさせていただきます。
- **高橋会長** 私も要綱と規則がどのように違うのか、よくわからないところがある。要綱か規則というのは議会にかけられるということか。議会にかけられるということは、第三者の目につき、チェックが入るというレベルということか。
- **守屋委員** 条例に基づいて行政の細部を補うということで条例規則がある。それも議会にかけているが、一般的な規則は市民に対してこういうものがあるという書類を見せるもので位置づけが高い。要領や要綱はそのようなレベルのものではなく、あくまでも市役所の内部の事務的なものというふうに理解していいと思う。そういう点では、きちんと市民に知らせる、告示できる、公告にのるような規則でお願いしたいと思う。
- **高橋会長** そのような意味からいうと、ぜひこれは規則レベルでやっていただきたい。第三者の目にきちんと触れる、公開もされるというふうなレベルで、簡単には変えられないものとしたい。

これは私からのお願いだが、今日の資料の設置の考え方は撤回していただけないか。内容がお粗末なので、誤解を招くもとである。次回に骨子で了解したでしようと言われても困る。今日のところは、撤回ということではいかがか。

- **事務局** 資料3についてご同意はいただけない、この内容では不十分であるという記録にさせていただきます。

- ・高橋会長 この会の要望としては、市の規則にしていきたい。どうしてもできない場合は、その理由を我々にわかるように説明していきたい。
- ・事務局 はい、調べさせていただく。

5. 報告事項

○ 報告事項1 資源ごみ処理施設整備 進捗報告

資料4を用い、資源ごみ処理施設整備の進捗報告を行った。

(以下、質疑応答)

- ・小林(静) 副会長 相原地区の用地取得買収ですが、大体今必要な用地を100とすると、何%ぐらい買収されているのか。
- ・事務局 買収についてはまだされていない。測量が始まったところであり、測量が終わって都市計画決定後、税務署の手続に入ってから買収ということになる。そのため、買収としてはまだ0%という状況である。
- ・高橋会長 ちなみにこの都市計画決定というのは用途の変更のようなことか。
- ・事務局 都市計画決定は、公園やごみ処理施設といった都市施設を設置しますという法的に指定する手続である。
- ・高橋会長 忠生579号線の測量が40%ということだが、測量は地権者の方の同意がないとできない。残り60%の人は測量することすら同意していないという、そういう理解でいいか。
- ・事務局 地権者の60%が反対というわけではなく、道路線形に沿った面積の60%であり、何人かの方にご理解いただけてない状況である。分断して持たれている方もいらっしゃるため、単純に60%の人が反対しているというわけではない。道路に対する面積の60%が、地権者のご理解をいただけないので測量に入れていないという状況である。
- ・高橋会長 なかなか難しそうな状況ですね。大体、面積で言うと何割ぐらいが賛成していただけたのかなのか。
- ・彦根委員 これは、環境資源部だけの問題ではない。道路部の取付道路の方向性、設計のようなものはもう住民にお示ししたのか。
- ・事務局 上小山田の田中谷戸街づくり協議会の方々と町田市は道路の線形について何

十年も協議しており、線形は決まって、そちらをお示しして道路事業の説明、それに当たっての測量のお願いをさせていただいている。線形については皆様にお示ししている状況である。

- **彦根委員** この間も、上小山田地区の意見として申し上げたが、十二分に道路部と調整を図りながら進めてほしい。根本的には地権者の理解を得ないとできない問題である。道路問題が解決しないと、この問題は解決しない。
- **事務局** ありがとうございます。進捗についてはまたご報告する。

6. 事務連絡

○ 事務連絡 次回の地区連絡会の予定

次回の地区連絡会の開催については、8月ごろを予定している。改めて日程を調整させていただく。

7. 閉会

○ 閉会の挨拶

田中環境資源部循環型施設建設担当部長より、閉会の挨拶を行った。

(19時30分 閉会)